

三次市ふるさと納税で商品を全国にPRしませんか？

お礼産品を募集します



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特産品等の売上に影響が出ています。
そこで、市内特産品のPRと事業者の皆様の売り上げ増加を図るため、ふるさと納税のお礼産品として登録いただける商品等を募集します。

ふるさと納税とは
ふるさと納税は、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。
三次市外にお住まいの方から寄附（8千円以上）いただいた際には、地域の特産品などをお礼の品として贈呈しており、令和元年度は全国各地にお住まいの4千人以上の方にご寄附いただきました。

ふるさと納税の流れ



事業者様のメリット

- ①ふるさと納税ポータルサイトやカタログ等で事業者名・商品名が全国にPRされます。
- ②ポータルサイト掲載料やお礼産品の送料はかかりません。（三次市が負担します）
- ③お礼産品発送時にパンフレット等を同封することで、自社商品の販売促進やPRが可能です。

※お礼産品の内容によっては流れが異なります。
※お礼産品取扱い事業者は裏面を参照してください。

お礼産品の主な条件

三次市のPR・イメージアップにつながる商品等で、市内で自らが生産・製造・加工しているもの。
詳しい条件は裏面をご覧ください。

応募方法など

三次市が指定する「お礼産品取扱い事業者」に対し応募してください。
その他詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ・ご相談

三次市 地域振興部 定住対策・暮らし支援課

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

TEL 0824-62-6278

FAX 0824-62-6235

Mail furusato-kifu@city.miyoshi.hiroshima.jp

応募資格

原則、三次市内に本社、営業所、製造所、加工所、その他の類する施設のいずれかを有する法人、団体、個人事業者で、次に掲げる要件を満たしている者としてします。

- (1)各種法令等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2)市税等の滞納がないこと。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4)お礼产品及びサービスの提供に関する苦情等の対応が可能であること。

募集するお礼商品の条件

地場産品基準(総務省告示第179号)第5条に該当するものであって、次に掲げる要件を満たしている商品等としてします。

- (1)三次市内で生産、栽培、製造、加工又はサービスの提供がされているもの。
- (2)原則として安定した供給及び品質管理が可能であるもの。(期間を限定して提供されるものを除く)
- (3)飲食物の場合にあっては、原則として寄附者に到着して5日以上の消費期限が保証されるもの。
- (4)食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令に違反していないもの。
- (5)三次市のPR及びイメージアップにつながるものであること。
- (6)価格が2,000円以上であること。(対寄附金額8,000円以上)

応募方法

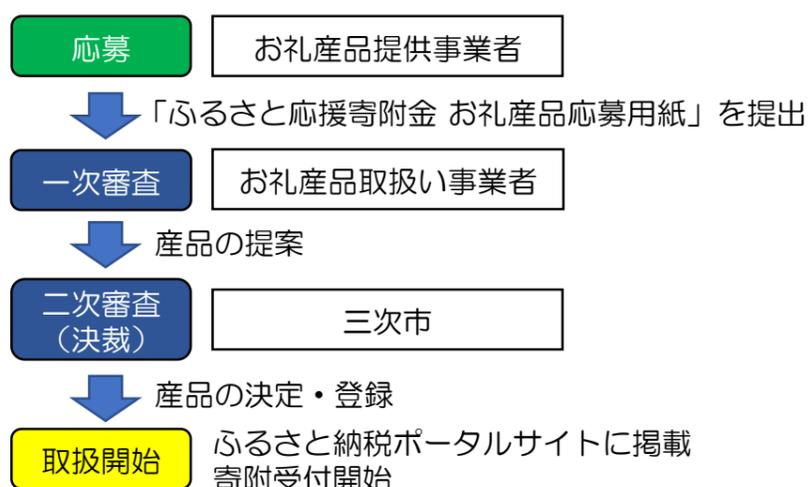
別紙「三次市ふるさと応援寄附金 お礼商品応募用紙」に必要事項を記入し、内容に応じて三次市が指定するお礼商品取扱い事業者へ申し出てください。

事業者名	住所	電話番号	お礼商品の取扱い内容
株式会社暮らしサポートみよし	三次市十日市東三丁目14-25	0824-63-7535	酒類・飲料・肉・農産物・加工品・菓子・装飾品・雑貨等
株式会社広島三次ワイナリー(トレッタみよし)	三次市東酒屋町10445-3	0824-65-6311	(※)酒類・飲料・肉・農産物・加工品・菓子等
株式会社君田トエンティワン	三次市君田町泉吉田311-3	0824-53-7021	(※)肉・農産物・加工品等
株式会社布野特産センター	三次市布野町下布野661-1	0824-54-2939	(※)お米・農産物等
公益財団法人奥田元宋・小由女美術館	三次市東酒屋町10453-6	0824-65-0010	奥田元宋・小由女に関する商品のみ

※発送時、事業者へ商品を直接持ち込むこと。

三次市では、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの管理、寄附者からの問い合わせ等に関して適切に対応するため、お礼商品取扱い事業者を指定し、お礼商品の選定及び発送等業務を委託しています。

応募からポータルサイト掲載までの流れ



その他

お礼商品の送付の際、自社商品のパンフレット等を同封することができます。リピーター獲得に向けて積極的なPRをお勧めします。

お礼商品提供事業者は、お礼商品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めなければなりません。

品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負いません。なお、同様のクレームが多発する場合は、お礼商品としての取扱いを停止します。

申込内容に虚偽があった場合や市に損害を及ぼす行為があったと認める場合、その登録を取り消します。